

新居浜市シティプロモーション用フリーぺーパー製作・配布
等実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

新居浜市企画部シティプロモーション推進課

1 趣旨

この実施要領は、「新居浜市シティプロモーション用フリーぺーパー製作・配布等実施業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

新居浜市シティプロモーション用フリーぺーパー製作・配布等実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 契約上限額

4,015,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部シティプロモーション推進課

TEL 0897-65-1251（直通） FAX 0897-65-1216

E-mail promo@city.niihama.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市に令和5・6年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定（認定期間が有効であること。）されており、次の要件を全て満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号

に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。) であると認められること。

- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 過去 5 年間（令和元年度から令和 5 年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注したプロモーションに関する素材製作等類似業務の受託実績があること。

4 スケジュール

公告日	令和 6 年 5 月 22 日（水）
質問受付期間	令和 6 年 5 月 22 日（水）～ 令和 6 年 6 月 5 日（水）
参加資格確認申請書兼誓約書提出期間	令和 6 年 5 月 22 日（水）～ 令和 6 年 6 月 5 日（水）
質問回答期限	令和 6 年 6 月 7 日（金）
参加資格確認結果通知	令和 6 年 6 月 7 日（金）
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和 6 年 6 月 10 日（月）
説明を求めた者への回答期限	令和 6 年 6 月 12 日（水）
企画提案書等の提出期間	令和 6 年 6 月 7 日（金）～ 令和 6 年 6 月 18 日（火）
審査 (プレゼンテーション・ヒアリングを含む。)	令和 6 年 6 月 24 日（月）
審査結果通知	令和 6 年 6 月 26 日（水）
業務委託契約締結	令和 6 年 6 月 28 日（金）（予定）

5 参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日（水） 17 時 15 分

(2) 提出場所

2 (5) の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式 1）を作成し、関係書類と

ともに持参（閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

6 参加資格確認結果の通知

令和 6 年 6 月 5 日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式 2）により通知する。

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、副市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和 6 年 6 月 10 日（月）17 時 15 分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。
- (2) (1) の書面の提出先
 - 2 (5) の事業担当課
- (3) (1) により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 6 年 6 月 12 日（水）17 時 15 分までに、書面（電子メール）により回答する。

8 質問の提出

- (1) 提出期限
 - 令和 6 年 6 月 5 日（水）17 時 15 分
- (2) 提出場所
 - 2 (5) の事業担当課
- (3) 提出方法
 - 質問書（様式 3）を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答
 - 令和 6 年 6 月 7 日（金）17 時 15 分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。
ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - 次のア～キを提出すること。

(ア～カは原本を1部、写しを7部それぞれ提出し、キは原本を1部提出すること。) 提出書類の用紙は、A4サイズ(一部A3版折込み可)、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。

ア 企画提案書提出届 (様式4)

イ 企画提案書 (様式任意)

(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

ウ 関連業務受託実績 (様式5)

エ 業務の実施体制 (様式6)

オ 担当者の経歴 (様式7・担当者ごとに作成)

カ 業務スケジュール (様式8)

(別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

キ 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年6月18日(火) 17時15分まで

(3) 提出場所

2(5)の事業担当課

(4) 提出方法

持参(閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内)又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(5) その他

受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

10 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、「新居浜市シティプロモーション用フリーペーパー製作・配布等実施業務」事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、審査委員会設置要領に基づき、本市職員で構成する。

(3) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時(予定)

令和6年6月24日(月)※詳細については別途通知する。

イ 実施場所

新居浜市役所本庁舎内 ※詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

一提案者につき 30 分以内（プレゼンテーション）とする。

エ 出席者

一提案者につき 3 名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提出は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

(4) 審査委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
業務実施体制 (25点)	業務実績は広範かつ十分か。類似業務に関する業務実績は十分か。	10点 (5点)
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	15点 (8点)
企画提案書等の提案内容 (65点)	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	15点 (8点)
	本市の認知度向上につながり、移住・定住を促進する提案となっているか。	20点 (10点)
	フリーペーパーの製作において、配布・配信計画が明確であり、仕様書に掲げるコンセプトに沿って、独自性・工夫のある効果的な提案となっているか。	30点 (15点)
価格 (10点)	基本点(10点) × (1 - 見積価格／契約上限額)	10点
	合計	100点

- イ 各審査委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。
- ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

1.1 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式9、10）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、受託事業者決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

1.2 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 実施要領に違反した場合
 - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結に当たっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。